

社会福祉施設 避難確保計画

【施設名： 】

年 月 作成

様式編 目次

[illegible]

1 計画の目的

関連法:

2 施設の概要

利用形態	通所	入所

※利用形態を記載

※入所には、長期・短期が分かるように記載

建物の階数	階

※建物の階数を記載

施設の人数

	平 日						休 日					
	利用者			施設職員			利用者			施設職員		
昼 間	約		名	約		名	約		名	約		名
夜 間	約		名	約		名	約		名	約		名

※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害(洪水、雨水出水、高潮、津波)

洪水浸水想定区域 (洪水)	☐ 該当なし	☐ 該当 最大浸水深	
		浸水継続時間	
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
		☐ 該当 ☐ 該当なし	
雨水出水浸水想定区域 (雨水出水)	☐ 該当なし	☐ 該当 最大浸水深	
		浸水継続時間	
高潮浸水想定区域 (高潮)	☐ 該当なし	☐ 該当 最大浸水深	
		浸水継続時間	
津波災害警戒区域 (津波)	☐ 該当なし	☐ 該当 基準水位	
		最大浸水深	
		津波到達時間	

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☐ 該当なし	☐ 該当(以下の該当する分類に☑) ☐ がけ崩れ(急傾斜地の崩壊) ☐ 土石流 ☐ 地すべり(地滑り)
------------------------	-------------------------------	--

● 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階												
警戒レベル 2 ↓ 注意体制												
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制												
警戒レベル 4 ↓ 非常体制												

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・警報級の可能性(大雨警報または暴風警報)「中」または「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・レベル2大雨、氾濫注意報が発表された場合 ・レベル2氾濫注意情報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・レベル3大雨、氾濫警報が発表された場合 ・レベル3氾濫警戒情報が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・レベル4大雨、氾濫危険警報が発表された場合 ・レベル4氾濫危険情報が発表された場合 ・内水氾濫危険情報が発表された場合

● 事前休業の判断について

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階												
警戒レベル 2 ↓ 注意体制												
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制												
警戒レベル 4 ↓ 非常体制												

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・レベル2高潮注意報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・レベル3高潮警報が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・レベル4高潮危険警報が発表された場合

● 事前休業の判断について

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制												
警戒レベル 4 ↓ 非常体制												

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合
	・津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合 ・避難指示が発令された場合

津波は 20cm から 30cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある。津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ(震度 4 程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名
警戒レベル 2 ↓ 注意体制												
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制												
警戒レベル 4 ↓ 非常体制												

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル2 ↓ 注意体制	・「遠地地震に関する情報」の中で津波の到達予想時刻等の情報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合 ・避難指示が発令された場合

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとなっている。

施設利用者の人数や特性等から、施設利用者の避難完了に多くの時間を要する場合には、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階												
警戒レベル 2 ↓ 注意体制												
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制												
警戒レベル 4 ↓ 非常体制												

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・警報級の可能性(大雨警報または暴風警報)「中」または「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・レベル2土砂災害注意報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・レベル3土砂災害警報が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・レベル4土砂災害危険警報が発表された場合

● 事前休業の判断について

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

様式 3

	収集すべき情報	入手先
共通の 情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性)	
	【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	
	【避難所の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 福祉避難場所の開設状況	
	道路の通行止め情報	

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル1					
警戒レベル2					
警戒レベル3					
警戒レベル4					
警戒レベル5					

利用者緊急連絡先一覧表 ⇒様式8

緊急連絡網 ⇒様式9

外部機関等の緊急連絡先一覧表 ⇒様式10

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

様式 4

洪水	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難場所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		
屋内安全確保		m					

雨水出水	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や 他の同種類似施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難場所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		
屋内安全確保		m					

高潮	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難場所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		
屋内安全確保		m					

津波	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や 他の同種類似施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難場所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		

土砂災害	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類施設		m	☐	☐	台		
指定緊急避難場所		m	☐	☐	台		
近隣の安全な場所		m	☐	☐	台		

以下に該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうかを慎重に判断する

※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

津波による浸水のおそれがある区域に存していないこと

※浸水しない居室があること

※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

·緊急安全確保

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、

過酷な事象に遭遇した場合は「〇〇〇〇〇〇」に緊急的に移動する

(2) 避難経路

避難先までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】【施設建物内の避難経路図】のとおりとする。

避難先、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙1、【施設建物内の避難経路図】⇒別紙2

【施設周遊の避難地図】 別紙1、2
対応別避難誘導一覧表 ⇒様式11

7 避難に必要な設備の整備

様式 5

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター		
	上下階の移動のできる大型スロープの設置		
	車椅子		
	その他()		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置		
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他()		

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等			
分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ		
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末		
	電話やファックス		
	携帯電話やスマートフォン		
	電池や非常用電源		
避難誘導	名簿(施設利用者)		
	案内旗		
	ビブス		
	懐中電灯		
	ハンドマイク		
	雨具		
	ライフジャケットやヘルメット		
	避難ルートを示したマップ		
	救急用品		
避難先	移動用の車両		
	水や食糧		
	衛生用品や衣料品		
その他	電池や携帯充電器		

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

様式 6

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画		実施予定時期
避難確保計画の作成＝防災体制の確立		
避難確保計画の周知	○施設職員、施設利用者や施設利用者の家族、避難支援協力者に電子データなどで避難確保計画を共有し、周知する	
施設職員、避難支援協力者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 等	
利用者、施設利用者の家族への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明 等	
通所部門		
情報収集、情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行 等	
立退き避難訓練	○避難経路ごとに避難方法（車、徒歩など）を確認 ○施設から避難先までの避難に要する時間の計測 等	
入所部門		
情報収集、情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行 等	
屋内安全確保訓練	○避難方法の確認 ○避難に要する時間の計測 等	
避難訓練結果の振り返り	○訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返る ○訓練計画時に決めた訓練の目的・目標について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換する	
市町村への避難訓練結果の報告	避難訓練結果の報告様式に基づき、〇〇市に訓練結果を報告する	
避難確保計画の見直し	○振り返りであげられた意見や問題点を踏まえて、避難確保計画を見直す	

10 自衛水防組織の業務に関する事項

(1)「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2)自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ①毎年 〇 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年 〇 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3)自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式 8

11 利用者緊急連絡先一覧表

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

12 緊急連絡網

様式 9

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

様式10

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式11

14 対応別避難誘導一覧表

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

様式12

15 防災体制一覧表

統括指揮者 () (代行者)			
情報連絡班	役割		担当者名
	責任者		
		・気象情報等収集	
		・施設職員への情報伝達	
		・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集	
		・施設職員や避難支援協力者へ連絡	
		・気象情報、水位情報、避難情報等の収集	
		・利用者家族等への連絡	
		・市町村等への連絡	
		人数()名	
避難誘導班	役割		担当者名
	責任者		
		・避難誘導体制の確認	
		・避難ルートの確認□	
		・避難誘導開始	
		・避難完了の確認□	
		・避難先での利用者支援	
		□緊急安全確保の誘導)	
		人数()名	
装備品等 準備班	役割		担当者名
	責任者		
		・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備	
		・移動用車両の手配	
		・要配慮者等の装備品の装着	
		・移動用車両の確保	
		・避難先への持ち出し品等を運搬	
	・避難先での持ち出し品等の管理		
		人数()名	

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織の編成と任務

別表 1

統括管理者（ ）（代行者 ）		
総括・情報班	担当者	役割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織装備品リスト

別表 2

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）
避難誘導班	様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。

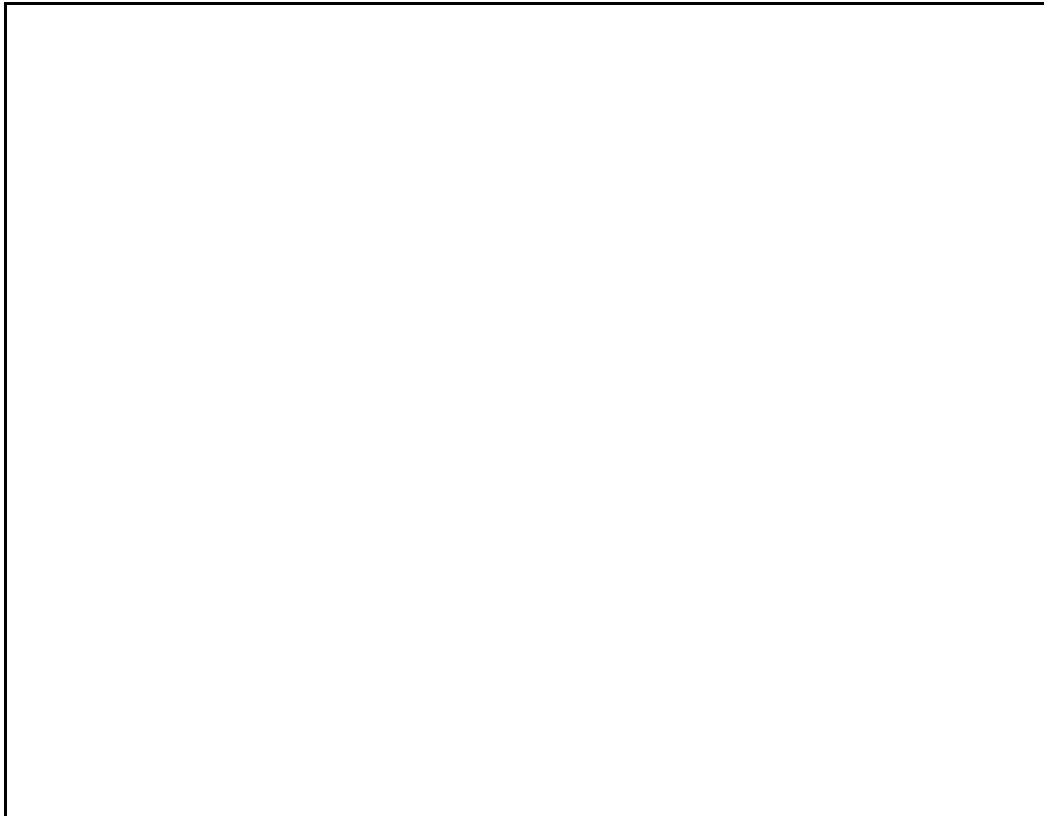
【避難先までの避難経路図】

	立退き避難					
	避難先1	避難に要する時間	避難先2	避難に要する時間	避難先3	避難に要する時間
洪水						
雨水出水						
高潮						
津波						
土砂災害						

※施設の位置、避難先の位置、避難方法(徒歩、自動車等)、避難に要する時間等を記載してください。
避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

【施設建物内の避難経路図】

	屋内安全確保	避難に要する 時間
洪水		
雨水出水		
高潮		



※施設建物内の避難経路図を記載してください。
避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直するものとする。

ご自身の施設における避難に必要な行動を時系列順に整理したタイムラインを確認しましょう。

施設型タイムラインの設定	統括指揮者 ※全体を指揮	情報連絡班 ※情報収集や伝達	避難誘導班 ※利用者の避難支援	装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備
防災気象情報、避難情報				
■早期注意情報 (警報級の可能性) 警戒レベル1				
■レベル2大雨注意報 警戒レベル2 ■レベル2氾濫注意報 ■レベル2氾濫警戒情報 ■レベル2土砂災害注意報 ■レベル2高潮注意報				
■高齢者等避難 警戒レベル3 ■レベル3大雨警報 ■レベル3氾濫警報 ■レベル3氾濫警戒情報 ■レベル3土砂災害警報 ■レベル3高潮警報				
■避難指示 警戒レベル4 ■レベル4大雨危険警報 ■レベル4氾濫危険警報 ■レベル4氾濫危険情報 ■レベル4土砂災害危険警報 ■レベル4高潮危険警報				
■緊急安全確保 警戒レベル5 ■レベル5大雨特別警報 ■レベル5氾濫発生情報 ■レベル5氾濫特別警報 ■レベル5土砂災害特別警報 ■レベル5高潮特別警報				